

議 案 書

平成 2 9 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(追 加 提 出 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 43	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		1

平成29年2月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第179条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに，その希望を踏まえたものとしなければならない。

第180条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第180条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は，原則として，自立支援給付をもって充ててはならない。ただし，災害その他やむを得ない理由がある場合は，この

限りでない。

第184条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第185条中「第88条から」の次に「第90条まで、第92条から」を加え、「第185条において準用する第91条」を「第184条の2」に改め、「第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と」を削る。

(松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げ

る事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。），賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は，当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに，その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「，第36条」を削る。

付 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い、就労継続支援A型に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

関係法令及び省令（注）

所収箇所（注）

指定障害福祉サービス（注）の提供を受ける障害者等（注）が、その障害の状態により、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者基本法」といいます。）第24条第1項第1号に規定する障害者等（以下「障害者等」といいます。）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（一）障害者基本法（注）第24条第1項第1号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（二）障害者基本法（注）第24条第1項第2号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（三）障害者基本法（注）第24条第1項第3号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（四）障害者基本法（注）第24条第1項第4号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（五）障害者基本法（注）第24条第1項第5号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（六）障害者基本法（注）第24条第1項第6号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（七）障害者基本法（注）第24条第1項第7号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（八）障害者基本法（注）第24条第1項第8号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（九）障害者基本法（注）第24条第1項第9号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十）障害者基本法（注）第24条第1項第10号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十一）障害者基本法（注）第24条第1項第11号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十二）障害者基本法（注）第24条第1項第12号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十三）障害者基本法（注）第24条第1項第13号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十四）障害者基本法（注）第24条第1項第14号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十五）障害者基本法（注）第24条第1項第15号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十六）障害者基本法（注）第24条第1項第16号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十七）障害者基本法（注）第24条第1項第17号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十八）障害者基本法（注）第24条第1項第18号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（十九）障害者基本法（注）第24条第1項第19号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（二十）障害者基本法（注）第24条第1項第20号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（二十一）障害者基本法（注）第24条第1項第21号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、

（二十二）障害者基本法（注）第24条第1項第22号に規定する障害者等（注）に該当するものと認められる場合、当該障害者等は、